

どう守る？  
どう防ぐ？  
幼児の  
交通事故

# 幼児を 自転車に乗せるとき

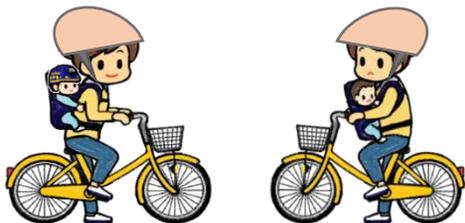
『安全な乗せ方を確認しましょう』



こんな事故が起っています…

母親が次男(当時1歳)を抱っこひもで前に抱え、前の座席に長男(当時2歳)を乗せて自転車を運転中、手首にぶら下げた傘が前輪などに引っかかり転倒。長男はヘルメットを着用していたがケガはなかったが、次男はヘルメットをつけておらず、頭を地面に打ち付けて死亡。(神奈川県)

おんぶは○、抱っこは×！



子どもを抱っこしていると、視界の妨げになったり、ハンドル操作が難しくなることから、転倒に繋がりがやすいので危険です！

子ども2人乗せることができるのは  
幼児2人同乗用自転車だけ！

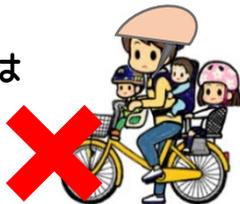
幼児2人を同乗させても十分な強度と制動性能があり、駐輪時の転倒防止のための安定性が確保されている自転車です。

安全性に配慮した自転車ですが、子供の体重による負荷がかかるので、より慎重な利用を心がけましょう！



幼児2人同乗用  
自転車のマーク

もちろん3人乗せは  
違反です！



幼児用座席に乗車させる場合は、「小学校就学の始期に達するまで」、おんぶの場合は「6歳未満」の幼児となります。(京都府道路交通規則)

京都府警察

どう守る？  
どう防ぐ？  
幼児の  
交通事故

# 子どもの 遊具を安全に！



『キックバイクなどの安全な使い方』

交通死亡  
事故発生！

キックバイクに乗っていた幼児(4歳)が、信号のない交差点を直進しようとしたところ、左折してきた車と衝突し、体を強く打って2時間後に死亡

一緒にいた祖父は、幼児の後方を歩いていた。

(岡山県)

安全に利用するために…

安全な場所で利用しましょう！

遊具であるキックバイクで、交通のひんぱんな道路等を通行することはできません。必ず使用可能な公園等の安全な場所を選んで利用させましょう。



大人が必ず付き添う！

幼児を遊ばせるときは、すぐにも守ることができるよう、保護者は必ず付き添い、目を離さないようにしましょう！

道路交通法第14条(第3項)

児童や幼児を保護する責任がある者は、交通のひんぱんな道路または踏切やその付近の道路で児童や幼児を遊ばせたり、また、自分または自分に代わる監護者が付き添わないで幼児をひとり歩きさせてはならない。

ヘルメットを着用させましょう！

転倒した場合の頭部への衝撃やケガを軽減するため、幼児用ヘルメットを着用させましょう。肘や膝当てプロテクターを着用すると、より安全ですね。



キックバイク(ペダルなし二輪車)は、「自転車」の前段階の遊具です。子どもが安全に利用するための約束事や、「止まる」ことの大切さを教え、子どもの安全意識を育みましょう！

京都府警察